

## (I1-2) 田中豊博士記念基金規程

平成16年4月23日 制定  
平成22年1月22日 一部改正  
平成23年11月18日 //

### (総則)

第1条 名称は「田中豊博士記念基金」（以下「基金」という。）と称し、公益社団法人土木学会事務局内に置く。

### (目的)

第2条 この基金は、橋梁・構造工学に関する技術の進歩・発展に伴う学術の奨励ならびに顕彰事業を行うことを目的とする。

### (基金の原資)

第3条 この基金は、故田中豊博士および関係者の寄附等をもって充当する。

### (使途)

第4条 この基金は、その果実をもって、定款第4条第6号に規定する事業のうち、土木学会表彰規程に定める田中賞の経費に充てる。

### (運用)

第5条 この基金の運用は、田中賞選考委員会が担当し、必要に応じて理事会に報告する。

2 この基金の運用について必要に応じ規則を定めることができる。

### (管理)

第6条 この基金は、基金会計とし、銀行等に預金する。

2 この基金の管理は、会長が行う。

### (取崩)

第7条 この基金の元本は原則として取り崩さない。

### (処分)

第8条 事業の実施上やむを得ない事由により、この基金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

### (規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成16年4月23日 理事会議決） この規程は、平成16年4月23日から施行する。

附則（平成22年1月22日 理事会議決） この変更規程は、平成22年1月22日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。